

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法
律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特
定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和7年11月27日 大津地方法務局東近江出張所 登記官 中村直樹
記

- 1 手続番号 第1617-2024-0011号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

東近江市上羽田町字桜2540番1